

雄郡地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、雄郡地区まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を雄郡公民館内に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、雄郡公民館の区域と同一とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は雄郡地区の安心・安全を基本理念として活動を行うことを目的とする。

(活動内容)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、雄郡地区に関する次のような活動を行う。

- (1) まちづくり協議会として雄郡全体で実施する方が望ましいことに関すること
- (2) 住民又は組織・団体の意見調整、合意形成に関すること。
- (3) 団体が実施する行事の支援に関すること。
- (4) 行政との協働に関すること。
- (5) その他本会の目的達成のために必要なこと。

2 前条の規定に関わらず、特定の政党もしくは公選による公職の候補者を支持し又はこれに反対するための活動、その他宗教的活動は行わない。

(会員)

第6条 本会の会員は、第4条の目的に賛同する次の3種を以て構成する。

- (1) 正会員 雄郡地区に住所を有する団体及び個人
- (2) 準会員 雄郡地区に住所を有する企業、法人等
- (3) 賛助会員 雄郡地区以外で住所を有する企業、団体及び個人等

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。但し、団体の構成員はその団体の代表者からの提出をもってこれに代わることができる。

2 会長は、前項の申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(退会等)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員が会員の資格を失ったとき。
 - (2) 会員から退会の申し込みがあったとき
 - (3) 定められた会費又は納入金を納付しないとき。
- 2 会員が第4条の目的に反する活動を行う等、会員としてふさわしくないと認められる時は、常任委員会の議決を経て当該会員を除名することができる。この場合、その会員にたいし、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 部長 若干名
- (5) 監事 2名

(役員の選任)

第10条 役員は会員の中から総会により選任する。但し任期途中における補選は常任委員会において選任することができる。

- 2 部長については会員の中から会長が委嘱する。
- 3 会長及び監事は他の役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 会計は本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を保管管理する。
- 4 部長は当該部会を総括し、事業の企画運営を行う。又、部会の事業を役員に報告するとともに各種施策を建議、実施する。
- 5 監事は次の業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産に関する監査
- (2) 本会の業務の執行の状況に関する監査
- (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときの総会への報告
- (4) 前号の報告をする必要があると認めるときの総会の招集の請求

(相談役)

- 第12条 本会に相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、総会の同意を得て、会長が指名する。

3 相談役は、会長の諮問に応じて本会の事業運営等に関し意見を述べることができる。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第14条 本会は、役員に対して報酬を支払うことができる。

2 報酬の額は、別に定める。

(事務局)

第15条 協議会を円滑に運営するため、事務局を置く。

2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 協議会の運営に関すること。

(2) 各部の総括、調整に関すること。

(3) 各種事務手続その他庶務に関すること。

3 協議会に、事務員を置くことができる。

4 事務員は、役員会の同意を得て会長が任命する。

第4章 総会

(機関)

第16条 本会に次の議決・執行機関を置く。

(1) 総 会

(2) 常任委員会

(3) 役 員 会

(4) 部 会

(総会の種別)

第17条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、会員（企業・団体ではその代議員とし定数は会長が指定する）をもつて構成する。

(総会の審議事項)

第19条 総会は次に掲げる事項を審議議決する。

(1) 規約に関する事項

(2) 事業計画及び事業報告に関すること

(3) 予算及び決算に関すること

(4) 代議員の選任に関すること

(5) 役員の選任に関すること

(6) まちづくり計画の策定に関すること

(7) 会費に関する事項

(8) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 総会は会長が招集する。

2 定期総会は、年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する時開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会員の3分の1以上から請求があったとき

(3) 常任委員会及び役員会において総会開催の議決があったとき

(4) 第11条第5項4号の規定により、監事から開催の請求があったとき

4 総会を招集するとき会長は、会議の目的、内容、日時、場所を会員に文書で通知するものとする。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、会員(企業・団体にあっては代議員)の2分の1以上の出席(欠席者の委任状を含む)により成立する。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代議員及び出席者(代理及び委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 審議の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名2人が署名押印しなければならない。

(会議の公開)

第25条 総会の傍聴を希望するものはこれに応ずることができる。但し、特定の政治、宗教等、本会の趣旨に反する言動があれば退場を命じることができる。

第5章 常任委員会

(委員会の構成)

第26条 常任委員会(以下この章において「委員会」という)は、常任委員(以下この章に

おいて「委員」という)をもって構成する。

(委員の選任)

第27条 委員は会員(企業・団体にあっては代議員)の中から、会長が委嘱する。

(委員会の開催)

第28条 委員会は、次のいずれかに該当するとき、会長の招集により開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 委員の3分の1以上から請求があったとき。

(委員会の任務)

第29条 委員会は、総会に代わる議決機関として、事業計画、予算の見直し、役員の補選等を審議する。又、協議会が主催する各種行事に参加、協力する。

(委員会の議長)

第30条 委員会の議長は、会長とする。

(委員会の定足数)

第31条 委員会は、委員の2分の1以上の出席(委員の同企業・団体からの代理人出席を含む)を以て成立する。

(委員会の議決)

第32条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(委員会の議事録)

第33条 委員会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在数及び出席者数

(3) 開催目的、審議事項等

(4) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 役員会

(役員会の開催)

第34条 役員会は、必要により、会長が開催する。

(役員会の構成)

第35条 役員会は役員(役員補佐を含む)で構成し、必要により監事を加える。

(役員会の目的)

第36条 役員会は役員の意思伝達、調整のため必要により開催するもので役員の裁量権に属するものである。

第7章 部会

(部会の所掌事務)

第37条 本会に次に定める部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 総務・企画部 総会・委員会の開催及び予算・決算の取りまとめ等
　　本会の一般的運営とその企画に関すること
　　本会の情報の管理・発信に関すること
　　なお、企画担当は事業計画の策定、実施及びこれに関する事業を行う。
 - (2) 安全・安心部 雄郡地区の安全・安心に関する事業とし、安全班と安心班に分ける。
 - (3) 地域福祉部 雄郡地区の福祉に関する事業
 - (4) 環境・開発部 雄郡地区の環境の保全及び改善、開発に関する事業
 - (5) 教養文化部 雄郡地区の文化教養に関すること
- 2 部会は前項で定める事業の外、次の事業を審議議決する。
- (1) 部会に付託された事項の決定、実施に関する事項
 - (2) 部内の事務に関する事項
 - (3) その他総会及び役員会の議決を要しない業務の遂行に関する事項
- (部員)

第38条 各部は地区内住民の中から、副部長及び部員を選定し、会長に報告する。

(職務)

第39条 部長は、副部長以下スタッフと連携し、中期・短期の事業計画を策定し、又は修正し、会長に報告する。

第40条 部長は前記、中・短期計画に沿ってまちづくりの事業を進める。この際、予算支出を必要とする事業の実施については事前に総務・企画部長の了承を得なければならない。又、事業の終了後領収書を添付してその結果を会長に報告する。

第41条 事業の計画、実施に他の部と競合する場合は、会長・総務・企画部長を含めて調整を行わなければならない。

第42条 他の部から事業の実施に協力を要請された場合は、これに応じる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 本会の資産は次に掲げるものを以て構成する。

- (1) 資産目録記載の財産
- (2) 会員から徴収する会費
- (3) 本会が行う事業の参加費及び利用料等
- (4) 団体の正会員からの納入金
- (5) 松山市からの補助金、委託料等
- (6) 資産から生じる果実
- (7) 寄付金

(会費)

第44条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が脱退した場合、既納の会費は返還しない。

(納入金)

第45条 本会への納入金は別に定める。

(資産の管理及び帳簿の整備)

第46条 本会の資産は、総務・企画部長が管理し、雄郡地区の住民が資産に関する帳簿の閲覧の請求をしたときはこれに応じなければならない。

(会計年度)

第47条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画・予算及び決算)

第48条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第49条 本会の收支予算は、会計年度内における全ての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

- 2 本会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づき作成し、役員会、委員会の審議を経て総会の承認を受けるものとする。
- 3 会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入・支出をすることができる。
- 4 年度途中において、事業計画及び予算の大幅な変更がある場合は、常任委員会において補正できる。

(会計処理)

第50条 本会の会計処理方法については、細則に定めるところによる。

(事業報告及び決算)

第51条 本会の事業報告及び収支決算は、原則として毎会計年度の終了後2ヶ月以内に監事の監査を経て、総会に報告する。

第9章 表彰

第52条 雄郡地区のまちづくり活動に貢献し、本会が必要と認めるときは細則に定めるところにより表彰することができる。

第10章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第53条 本規約は、総会において出席した代議員の過半数でもって改正できる。

(解散)

第54条 本会は次に掲げる事由により解散する。この場合その総会に出席した代議員の過半数の議決を要する。

- (1) 総会の議決
- (2) 合併
(残余財産の処分)

第55条 前条の規定により本会が解散したときに有する残余財産の処分方法は、総会に出席した代議員の過半数の議決を要する。

第11章 雜則

(書類及び帳簿の備え付け)

第56条 本会の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約及び細則
- (2) 構成員及び各会議委員の名簿
- (3) 監事、相談役の名簿
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 総会、常任委員会、役員会及び部会の議事に関する書類
- (6) その他本会が必要と認めた書類及び帳簿

2 雄郡地区住民から、前項の帳簿類の閲覧の請求がある場合は、正当理由にもとづき閲覧に応ずることとする。

(細則への委任)

第57条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の審議を経て細則で定める。

付 則

(施行月日)

本規約は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成22年 6月10日改正施行する。

付 則

この規約は、平成23年 8月29日改正施行する。

付 則

この規約は、平成24年 5月30日改正施行する。

付 則

この規約は、平成25年 5月30日改正施行する。

付 則

この規約は、令和 6年 5月21日改正施行する。